

寄附金等取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人 笹川記念保健協力財団（以下「この法人」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定寄附金 定款第4条に定める事業のうち、寄附者が使途目的を指定してきた寄附金
 - (2) 一般寄附金 寄附者が使途目的を指定していない寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の受け入れ)

第3条 この法人は、定款第4条の事業活動を推進するため、次の各号の基準を満たしている個人及び団体から寄附金を受け入れることができる。

- (1) この法人の事業内容、目的のために使用することを寄附者が理解していること。
- (2) 寄附の原資が公序良俗に反する手段や違法行為によって取得されたものでないこと。
- (3) 寄附の一部または全額を外部団体への助成に使用する場合、寄附者が特定の団体名を指定して、配分をもとめていないこと。
- (4) 寄附したことにより、税の不当な軽減をきたす結果とならないこと。
- (5) その他、寄附金を受けることによってこの法人の活動の公正さを損なう恐れがないこと。

(寄附の種類と使途)

第4条 この法人の寄附金の種類と使途は、以下のとおりとする。

- (1) 「ハンセン病のない世界」寄附金
定款第4条の事業のうち、寄附者がハンセン病を中心とした保健医療・福祉向上に関する事業費に充てるものと使途目的を指定してきた指定寄附金とし、公益目的事業費用に100%使用する。
- (2) ホスピス緩和ケア寄附金
定款第4条の事業のうち、寄附者がホスピス緩和ケアを中心とした保健医療・福祉向上に関する事業費に充てるものと使途目的を指定してきた指定寄附金とし、公益目的事業費用に100%使用する。
- (3) 保健医療寄附金
定款第4条の事業のうち、寄附者がハンセン病及びホスピス緩和ケア以外の保健医療・福祉向上に関する事業費に充てるものと使途目的を指定してきた指定寄附金とし、公益目的事業費用に100%使用する。
- (4) 特定寄附金
定款第4条の事業のうち、特別事業を行う場合や、突発的な天災及び人災などで緊急に必要なとされる保健医療・福祉事業を行う場合に、その事業費に充てる目的で寄附金の募集を

行い、寄附者が資金使途をその目的に指定してきた指定寄附金とし、公益目的事業費用に100%使用する。

(5) 一般寄附金

定款第4条の事業を寄附者が理解し、事業推進のために公益目的事業費用と管理費用及び使途目的を指定していない寄附金とする。寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとし、毎事業年度の事業計画に基づき、使途を決議する。

(寄附金の募集)

第5条 この法人は、寄附金の募集を以下のとおりとする。

- (1) 指定寄附のうち、「ハンセン病のない世界」寄附金、ホスピス緩和ケア寄附金、保健医療寄附金は、募集理由、資金使途目的及びその他必要な事項を説明した募金目論見書を作成し、常時募ることができる。
- (2) 指定寄附のうち、特定寄附金は、募集期間を設けて募集理由、資金使途目的及びその他必要な事項を説明した募金目論見書を作成し、募ることができる。
- (3) 一般寄附はこの法人の事業を説明し、常時募ることができる。

(情報公開)

第6条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、個人情報保護法に基づき、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(雑則)

第9条 前各条に定めるほか、寄附金の取扱に関し必要な事項は、会長及び理事長が別に定める。

附 則

1. この規程は、公益法人会計基準(平成 20 年度基準 平成 20 年 12 月 1 日施行)への移行に伴い、新たに制定し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程の制定に伴い、旧寄付金運営規則（昭和 52 年 3 月 31 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記日（平成 23 年 11 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 29 日から施行する。